

論 説

## 中国新会社法における管理機構について

張 紅

### 目 次

1. はしがき
2. 中国独自の新法系の樹立
3. 中国のコーポレート・ガバナンスの特色
4. 株主総会中心主義
5. 取締役会と執行役員の二分化制度
6. 株主・職員代表による監査役会の構成
7. コーポレート・ガバナンスに関する隠れた問題
8. 終わりに

### 1. はしがき

2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議において「『中華人民共和国会社法』の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」が成立し、2006年1月1日に施行することになった。

これは、1993年12月29日第8期全国人民代表大会常務委員会第5回会議で可決・公布し、翌年7月1日施行以来、二回の改正を通して今日のような大改正になったのである。初めの改正は、1999年12月25日第9期全国人民代表大会常務委員会第13回会議「『中華人民共和国会社法』第1回の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」(中華人民共和国主席令第29号)により、第67条及び第229条の改正<sup>1</sup>であった。第2回の改正は、2004年8月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で「『中華人民共和国会社法』の改正に関する決定」により、第131条第2款<sup>2</sup>を削除したのである<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 1999年12月25日に全人大常務委員会で通過し、同日から施行された2箇所は下記の通りである。第67条が修正された(国有企業の関係事項なので、ここでは省略する)。第229条に第2款として追加され、その内容は以下のとおりである。「ハイテクに属する株式会社の場合、発起人が、工業产权(商標、特許などの知的財産権を言う)と非特許の技術による、出資をした(相当な)金額の会社登録資本金に占める比率、会社の新株発行、株式上場の申請条件については、国务院が別途に公布する。」

<sup>2</sup> 「会社法」改正は第131条第2款の「株式の発行価格は、額面を上回って設定できる。すなわち、額面を下回ることはできない。また、額面を超過する価格を株券の発行価格とするには、国务院証券管理部門の承認を得なければならない」という条文を削除した。」

<sup>3</sup> 全国人民代表大会常務委員会公報2004年6月 P. 484。

今回、改正した会社法は、日本会社法と同じような大幅な改正を行った。これまでの経験と教訓の総括であり、市場経済その他の国における会社法の成否得失を比較し、それらの成功方法を参考にした。また、中国市場経済体制の特徴及び会社法の変化、発展と客観的観測から現実に適応するように理解、研究された。ここ数年、中国の会社法理論界が研究に専念した結果が多岐にわたり反映され、実務家の声も反映されている。

ここでは、主に新しい会社法に基づく、株主総会、取締役会、執行役(総経理)、監査役会など会社の管理機構について簡単にまとめてみたいと考える。

## 2. 中国独自の新法系の樹立

新会社法の条文数は、従来の全230条から219条へと減少されたが、現行条項の半分以上が改正対象となり、株式会社、有限会社とやはり有限会社の一種である国家単独出資会社の3形態を規定している。有限会社の設立の中の国有単独出資会社の特別規定(会社法65条～71条)では、特に国有企業の改革を念頭において、国家単独出資会社という一人会社について規定している。国家単独出資会社には、株主総会は設置されず(会社法67条)、その権限は出資主体である取締役会が有している(会社法68条)。

会社法の系列<sup>4</sup>から見れば、ドイツ、台湾、イスラエル等を含むドイツ法系、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル等を含むフランス法系、イギリス、香港を含むイギリス法系、アメリカ、リベリア、フィリピン等を含むアメリカ法系、またロシア法系など諸外国地域のどの法系も中国の事情には相応しくないということで、中国の会社法は各国の会社法制を参照しながらも、改革・開放の実情に対応させた、いわば中国法系とも呼ぶべき、独自の新法系を樹立したものと考える。

## 3. 中国のコーポレート・ガバナンスの特色

現在、中国においては「コーポレート・ガバナンス」という言葉が流行しているが、中国語ではこれを「企業統治」、「企業支配」或いは「法人治理結構」などと訳している。これに関する議論が近年中国でも益々盛んになってきている。その背景は、中国国有企業の改革において国有资产の管理・流用面の問題などで企業の不祥事が相次いで発生したため、2003年の国务院機構改革により国有资产监督管理委員会が設置されるなど国有资产体制が整備された際、企業内部におけるコーポレート・ガバナンスの改革が求められた。

中国のコーポレート・ガバナンスは、経営者の監視を、経営者を含む取締役会が行う英米型にするか、それとも経営者と取締役の監視を監査役会が担当するドイツ型を採用するかの議論の結

<sup>4</sup> 志村治美・奥島孝康編『中国会社法入門』日本経済新聞社 1998年 P. 22。

果、結局中国は、両タイプの混合型をとて、つまり経営者を取締役会と監査役会が二重に監視する方式にすることになった<sup>5</sup>。

株式会社を管理機構からみれば、株主総会、取締役会、監査役会に分化されている。その相互関係からみれば、中国は三機関鼎立の思想に準拠し、民主的かつ相互牽制的な機関構造の組織である。これは日本の三機関分立の民主的思想、すなわち、株主総会を立法機関、取締役会を行政機関、監査役を司法機関としているのと類似している。

#### 4. 株主総会中心主義

会社における権限分配に関して言えば、現在の日本を含む英米のように、株主総会の権限が次第に弱まり、取締役会の権限が強化されたのに対して、中国新会社法は株主総会に絶大な権限を集中させ、いわゆる権力機関として中心的地位に置いて、その名と実を共に与えている。すなわち、株主総会は、株式会社が必ず設置しなければならない権力機関であるとともに、会社の意思決定機関として以下のような会社の基本的事項についての権限を持っている。(a)利益配当議案の承認、資本増加・減少、会社の合併・分割・解散、定款変更等について決議する。(b)取締役、監査役の選任、解任、報酬を決定する。これらの権限は日本法に比べればはるかに広い権限内容である。また、現在の会社法は資本授權制度を未だ採用していないため、(c)「会社の経営方針及び投資計画の決定」のような業務執行に関わる事項や、登記資本の増加と減少、財務予算案の承認、新株発行及び社債の発行(転換社債を含む)、資金調達に関する事項などについても、広範な権限を持つと規定している。

このように、株主総会は形式的なものではなく、最高意思決定機関として機能するように、より中心的地位にある。株主総会は、株主が所有者としての事業経営について議する総会であるが、一方、株主と取締役会との意見交換を広げる場所でもある。従って、株主総会は、会社の最高意思決定機関であるほか、監督・監視、開示、コミュニケーションなど多彩にわたる機能を帶びている。したがって、株主総会は、会社の最高機関であることは言うまでもなく、株式会社の真の中心的機関と位置付けている。

#### 5. 取締役会と執行役員の二分化制度

1. 中国の株式会社の業務執行機関は、取締役会と執行役員(総経理)とに二分化されている。取締役会は、株主総会の方針に従って会社の業務執行を決定する権限を持っている(会社法109条=47条)が、その業務執行を直接に行うのは、執行役員(総経理)である。このような組織は、ア

<sup>5</sup> 張 紅 『中国法における会社管理機構』 大学教育出版 1997年 P. 103。

メリカの取締役会の下部機関として設置されている役員制度に近いものと考えられる。中国の執行役員は、アメリカと同様、取締役会の授権範囲内で業務を執行し、取締役会に対して責任を負っている（会社法114条=54条）。また、執行役員の任命及び解任の決定も取締役会の権限であり、この執行役員は中・米両国とも取締役会の下部にある執行機関として位置づけられている。

2. 次に、取締役会会长（董事長）と執行役員（総経理）との関係を見ると、前者は会社の法定代表者であるが、後者は取締役会の授権範囲内の日常業務執行の主宰者である。

日本での代表取締役を兼ねる取締役会会长は、会社の代表にあたるほか、営業に関しては一切の裁判上・裁判外の行為をなす権限を有するとしている（日本新会社法349条4項）。これに対して、中国の取締役会会长は、会社を代表する点では日本の代表取締役と同じであるが、株主総会及び取締役会を自ら招集・主宰する（会社法109条2項）とともに、社債・自社株の署名の権限も有しております、（会社法129条2項）、日本の代表取締役より権限が大きいと考えられる。

3. 今回の改正では、高級管理役員の概念が導入された。つまり高級管理役員とは、（中国語では高級管理人員という。）会社の上級管理者であり、取締役会に任命され、対内的な日常の経営管理について取締役会に対し責任を負い、対外的には会社を代表できる者をいう。具体的には会社法217条1項に定義している。それによると、高級管理役員とは、会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の取締役会の秘書及び定款が規定するその他の者をいうとなっている。

4. また、取締役、監査役及び高級管理役員の義務と責任については、旧法において散在していた規定をひとまとめにして、有限会社法と株式会社における共通規定として第6章（147条～153条）に定めている。

## 6. 株主・職員代表による監査役会の構成

監査役会は、株主の代表と適切な比率（定款の規定）による職員代表で構成しなければならない（会社法118条2項）と規定している。これは、株式会社の主権者は誰かという点から出てきたもので、株主以外で主権者として認め得るものは職員の他にはないという考え方方に立つものである。また、株式会社の利害関係を見れば、株主の利益ばかりでなく従業員の利益をも考慮に入れる必要があるからである。その意味ではドイツの監査役会への従業員の経営参加制度と類似しているが、ドイツの従業員代表は、必ずしも企業内部からのものに限らず、その最終的経営責任を労使双方が分担するという労使共同決定の思想であり、中国の企業内部からの従業員代表とは異なっている。

## 7. コーポレート・ガバナンスに関する隠れた問題

### 1. 経営者と株主との間の法人コントロールを巡る問題

最近の中国の会社法学においては「コーポレート・ガバナンス」について、「誰が企業を所有するのか」、「会社の支配構造をいかに構成するのか」という問題もよく議論をしているが、ここでは経営者と株主との間の法人コントロールを巡る問題という視点から会社法の問題点を探ってみる。

現在、株主総会の実態を見れば、大株主と較べると小株主はあまり重要な役割を果たすことができないため、証券投機に力を入れることになる。結果的には、株主総会は大株主の総会になってしまい、株主総会によって選任された取締役も大株主の利益の代表になっている。従って、取締役会が株主総会に対して責任を負うということは、少数の大株主に対して責任を負うこととなる。このように、事実上、大株主が取締役会をコントロール或いは支配することが、果して会社法の精神に適うのかどうかの問題がある。

これは、会社の主権者は誰か、会社の運営機構はどうあるべきか、特に会社経営者をどのように監督するかという問題である。中国では以前から職員又は従業員主権論を唱える説が有力であったが、改革開放以後は、会社は株主のもの、すなわち、会社の主権者は株主であるとの考え方が主流になってきている。したがって、株主の利益増進のために、特に小株主の議決権の行使方法をどのようにするか、また会社の経営者を監督する仕組みをいかに構築していくかを、コーポレート・ガバナンス論の課題としてさらに検討する必要があると思える。

### 2. 共産党の関連規定の検証問題

旧会社法の第17条では、「会社における中国共産党の組織の活動は、中国共産党規約に基づいて行う」と規定されていた。今回は、経済活動と政治活動は分離すべきとして、この政治的色彩のある条文が削除されるのかと思っていたが、新会社法では、共産党の影響を拡大するため、第19条に「会社においては、中国共産党規定に基づく党组织を設け、党活動を展開する。会社は党の組織活動に対して必要な環境を提供しなければならない。」と、以前に増して強化された文面を加えた。これについては、会社は、党组织の活動のためにどのような必要な環境を提供しなければならないのかなどの問題がある。

また以前交付された工業企業法等の規定にも似たような表現もある。例えば、工業企業法の第八条には党组织は企業に対して、党及び国家の方針を貫徹させることを保証し、工場長を監督すると定めている。この規定は非常に抽象的で具体的な保証や監督方法については明確でない。当時の状況から見ると、全国の51%の国有企業では党组织の保証と監督の下で、工場長の企業に対する全面責任制を実行している。

また、1996年共産党中央組織部が提出した「現在企業制度実験企業100社について党活動を強化し改善するについての意見（試行）」の中で「重大問題」が次のように指摘されている。つまり、

会社の党委員会が、つまり会社の党组织が重大問題の決定に参加する範囲とは、原則として会社の株主総会、取締役会の決議決定に関する問題を指す。更に、1997年に共産党中央部が出した「国有企業における党の建設活動を一層強化し改善するについての通知」の中に、このような指示も追認した上で、更に次のように補足した。つまり、工場長、取締役会は重大問題を決定する前に、党组织、つまり党委員会の意見を聞いて、尊重しなければならず、重大な決定の実施状況について、党委員会に報告しなければならない<sup>6</sup>。

このように、党の規定をも含めた関連規定の解釈を基に、株式会社のコーポレート・ガバナンスを検証すれば、会社法の精神とは全く異なり、株主総会や取締役会及び執行役員に実質的な権限はなく、経営管理にかかわる主要な権限は、究極的には企業党委員会が集約的に行使していると判断せざるを得ない。

取締役会が国の派遣する取締役、また党委員会の委員によって占められ、重大問題の決定では、党委員会の指示に従わなければならぬ、という有様では、会社法の成立にもかかわらず、株式会社もまたその実体は「党委員会指導下の工場長責任制」時代とほぼ同じではないかと、つまり、国営企業とあまり変わらないといえるかもしれない。

これまでスローガンとしてきた、「政企分離」つまり、政治と企業の分離と、「党企分離」つまり、共産党と企業の分離を実現し、自立した企業への転換を促すという企業改革の目標は、既に看板だおれに終わってしまった。従って、共産党関連規定の問題に関しては、率直に言えば、党组织の活動は、本来、党としての規約や規範によって規制すべきものであり、企業法の中に党组织の地位及び役割を規定することは適當ではないと思える。なぜならば、憲法その他の法律の中に、そのような規定がなくても、共産党の人は有効に存在していると思われる。党组织の役割を法律として規定すれば、もし、共産党组织がその役割を十分行わない場合、それは違法にあたるかどうか、その法律責任を追及できるかどうかなどの問題も残されている。従って、全ての企業の中に、或いは全ての会社の中に必ず党组织を存在させる必要はないと思える。

海外の各国の例から見れば、党组织というようなものがないても、会社経営は目的を達成でき、それによって政府方針が達成されないということにはなっていない。従って、政治活動と経済活動は別々に考えたほうがよいと思える。

## 8. 終わりに

以上まとめると、今回の中国会社法の改正には、本格的な市場経済化に向けた、大胆な内容を数多く含んでおり、改正の動向は世界中から注目を集めていた。最終的に成立した新しい会社法

<sup>6</sup> 張 紅 『中国法における会社管理機構』大学教育出版 1997年 P. 119。

は予測以上に先端的な内容が含まれていると思える。ただ、その実行についてはやや疑問が残ると思える。

例えば、会計事務所の選任機関については、170条1項によれば会社は会計監査業務を引き受けた会計士事務所を招聘、解任する場合、定款に従い、株主会或いは株主総会又は取締役会によって決定する。しかも選任機関が株主会或いは株主総会になった場合に限り、解任決議に際して、会計事務所に意見陳述を述べるに過ぎない。(同項2条)この規定は、選任機関を取締役会が統出した場合には実質的に意見陳述権は認められていないのと同じ結果となることが懸念される。このような実行しにくい新しい規定も結構あり、今後の中国会社法の施行に関しては見守って行きたいと思う。